

## 平成28年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成28年3月25日（金）午後2時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成28年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成28年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について

日程第5 議案第12号 瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第13号 瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第7 議案第14号 平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について

日程第8 議案第15号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第9 議案第16号 瑞穂市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について

日程第10 議案第17号 瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について

日程第11 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第12 議案第19号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

日程第13 議案第20号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第14 その他

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した委員**

河 合 和 義

加 藤 悟

福 野 佐代子

麓 英 里

横 山 博 信

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

教育次長 高 田 敏 朗

教育総務課長 久 野 秋 広

学校教育課長 伊 藤 雅 生

学校教育課主幹 宮 崎 智 和

学校教育課総括課長補佐 泉 大 作

幼児支援課長 山 本 康 義

幼児支援課総括課長補佐 鹿 野 正 美

生涯学習課長 伊 藤 巧

生涯学習課総括課長補佐 広 瀬 常 司

**○本日の会議に欠席した者の職・氏名**

なし

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐 小 倉 孝 一

**○傍聴者**

なし

**開会及び開議の宣告**

○委員長 みなさんこんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。温かくなったり寒くなったりと気温の変化があり、体調管理が難しい気候となっております。昨日は各小学校の卒業式が執り行われ、子ども達も元気に卒業し新中学生になります。また、本日は終業式が執り行われ在校生も本日をもって今年度は終了となり、来月からは新学年となり希望に満ちていることと思います。それでは、只今より平成 28 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

---

**日程第 1 平成 28 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成 28 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について**

○委員長 日程第 1 平成 28 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成 28 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 28 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成 28 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認については、承認することと致します。

---

**日程第 2 会議録署名委員の指名について**

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。  
加藤委員にお願い致します。

---

**日程第 3 教育長の報告**

○委員長 日程第 3 教育長より報告を求めます。

○教育長 今年度最後の教育委員会定例会となります。卒業式も順調に進んでおり、明日保育所の保育証書授与式が執り行われます。これをもちまして学校行事としては全てが終了致し、今後は新年度に向かってスタートして行きます。教育委員の皆様には一年間大変お世話になりました。

---

#### 日程第4 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について

○委員長 日程第4 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）第1条第7号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定によるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○委員長 保育士の依願退職者の退職理由はどのような理由でしょうか。

○幼児支援課長 家族の介護や元々出身が遠方で通勤に時間を要するため近隣に就職する者、他の職種の資格試験に受かったことにより退職する者、また業務が激務で体調の面から退職する者があります。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することと致します。

---

#### 日程第5 議案第12号 瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第5 議案第12号 瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第5 議案第12号 瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、行政不服審査法の全部改正に伴い、

瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○委員長 資料 1 2 において不服申立前置の廃止・縮小などと記載がありますが、原則廃止となるのですか。

○教育総務課長 異議申立て手続きは廃止をし、不服申立ての手続きを審査請求に一元化をするものです。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 4 議案第 1 2 号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することと致します。

---

**日程第 6 議案第 1 3 号 瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について**

○委員長 日程第 6 議案第 1 3 号 瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第 6 議案第 1 3 号 瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の規定により、個人番号等を提供する事務について必要な事項を定めるため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○委員長 生活保護者のみを確認することなのか、準要保護者を確認することなのか、何を確認するものですか。

○学校教育課総括課長補佐 福祉生活課で生活保護の認定をされている方のみの確認をします。

○加藤委員 どんな時に誰が確認するのかを教えてください。

○学校教育課総括課長補佐 福祉生活課で生活保護の認定をされている方のみの所得を確認します。就学援助申請時に所得を確認する同意書をいただいています。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第13号 瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

## 日程第7 議案第14号 平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について

○委員長 日程第7 議案第14号 平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第7 議案第14号 平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求め。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市の目指す教育、教育の全体構想等について策定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○委員長 保育所と幼稚園との相違点はどこでしょうか。

○幼児支援課長 保育所は色々な体験をすることにより感動を持てるようにし、各園児の感性を引き出す保育所づくりを行っていきます。

○委員長 保育所と幼稚園と役割が違う訳ですから、明確にする必要があると思います。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第14号 平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について、可決することと致します。

---

### 日程第8 議案第15号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第8 議案第15号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第8 議案第15号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成28年4月から放課後児童クラブの利用申込の増加に伴う定員の変更及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化するため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○委員長 申込者は入所できているのですか。

○幼児支援課長 はい。入所できています。

○加藤委員 定員が200名程増加しているが、指導員の確保はできていますか。

○幼児支援課長 非常に難しい状況であります。特に夏休みが難しい状況であ

りますが、市で研修の予算を確保しましたので早急に研修を行い、夏休みに間に合うようにサポーターを増員したいと考えています。

○委員長 人員を増やすことは大切ですが、思わぬ事故の危険性がありますので指導員の面接をしっかりと行い人材を見極めるようお願いします。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第15号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

### 日程第9 議案第16号 瑞穂市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第9 議案第16号 瑞穂市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第9 議案第16号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を行うため、並びに行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化等するため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○委員長 私立幼稚園の利用者負担額についても同じでしょうか。

○幼児支援課長 新制度に入っていれば同額ですし、そうでなければ違います。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第16号 瑞穂市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

### **日程第10 議案第17号 瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について**

○**委員長** 日程第10 議案第17号 瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。  
事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第10 議案第17号 瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、緊急の場合の料金を改定するため、市教育委員会告示の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第17号 瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

---

### **日程第11 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について**

○**委員長** 日程第11 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。  
事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第11 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、図書館カードに関する申請書様式を統一するため及び第8条第2項、同条第3項、同条第5項、及び第

10条第2項に必要な様式を定めるものとする。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

### 日程第12 議案第19号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○委員長 日程第12 議案第19号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第12 議案第19号 瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、委員が欠けたため瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第12 議案第19号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、可決することと致します。

---

### 日程第13 議案第20号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

○委員長 日程第13 議案第20号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第13 議案第20号 瑞穂市スポーツ推進委員に別紙

の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年3月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第13 議案第20号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、可決することと致します。

---

#### 日程第14 その他

○委員長 日程第14 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 特にごございません。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 前回の委員会において教育長職務代理の指名のご質問について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長が委員の中から指名することになっていきますので資料を配付させていただきます。西保育・教育センターの定期監査結果報告書の提出がありましたので資料を配付させていただきます。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 教科書採択に関わる処分についてですが、当市において懲戒処分が1名、瑞穂市教育委員会による厳重注意が1名で、懲戒処分になった者は減給10分の1で1カ月の処分です。

○委員長 この処分は岐阜県が行ったのですか。県が行う処分と市教委が行う処分があるのは疑問があります。

○委員長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 明日保育所にて保育証書授与式がありますのでよろしくお願

い致します。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 特にございません。

○委員長 平成28年4月1日 午後2時30分に巢南公民館で新しい執行部との顔合わせと着任式が行われますのでよろしくお願い致します。最後になりましたが、長い間お世話になりました横山教育長が今年度をもちまして退任されることとなりましたので、一言ご挨拶をお願い致します。

○教育長 2期8年間教育長を務めさせていただきました。思い返せば平成15年4月に穂積町立穂積北中学校で着任し4年間務め、平成19年に学校教育課長に就任し平成20年から教育長を務めさせていただき、長い間大変お世話になりありがとうございました。今後も瑞穂市内で仕事をさせていただきますが、皆様におかれましては新教育長を支えていていただきたいと思います。

○委員長 学校教育課長も転任されますので一言ご挨拶をお願い致します。

○学校教育課長 一年間という短い期間でありましたが大変お世話になりました。来年度は穂積小学校で瑞穂の子どもたちの為に頑張りたいと思いますので、引続きご指導をよろしくお願い致します。

○委員長 横山教育長におかれましては8年間ご苦労様でした。横山教育長の功績としては、全国にもない教育委員会の機構改革を断行され幼児教育に力を発揮されていることは大変すばらしいことであると思います。また、ほづみ幼稚園への3歳児から受入れや放課後児童クラブの拡充において児童に対して大変有意義であったと思います。更に学校施設、社会教育施設の改修計画の策定を行い施設において計画的に長寿命化及び安全性向上を確実なものにすることができました。学校教育について英語教育・道徳教育において県内のリーダーとして牽引していただきました。まだまだ数えきれない功績はありますが瑞穂市の教育にご尽力いただきまして誠にありがとうございました。

また、新年度からは新教育制度への移行により委員長がなくなります。私も平成20年7月より委員長を務めさせていただきましたが、皆様のご協力により無事務め上げることができましたことにお礼申し上げます。大変ありがとうございました。

## 閉会の宣告

○委員長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、  
第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時24分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年4月25日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。